

令和元年10月2日

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>これは、地方厚生局麻薬取締部の案件であるが、9月25日に大阪地裁で被告の覚醒剤使用について押収した証拠に違法捜査の疑いがあるため無罪判決となる事案が発生した。犯人を逮捕するのみならず、証拠をしっかりと収集する能力が大切であり、鑑識活動の強化が必要と考えるがどうか。</p>
参事官(兼)刑事企画課長	<p>最近の犯罪は、悪質・巧妙化、スピード化、広域化、さらに国際化、組織化しているほか、黙秘事件や否認事件等の増加に伴い、犯罪捜査の困難性が一層高まっている。そこで、犯罪現場において、最新の技術や手法を駆使した綿密かつ徹底した鑑識活動を推進し、DNA型鑑定資料等、現場に存在するあらゆる資料を収集・分析し犯人の検挙・事実の解明に努めていく。</p> <p>また昨今の捜査環境として、人からの捜査が困難になってきており、客観的な証拠がこれまで以上に重要になっている。そのため、鑑識能力の向上に加え、最新の高度技術・手法の習得、資機材の整備・活用など鑑識部門の更なる強化は必要不可欠であると認識している。</p>
吉村委員	<p>先般、東根市で起こった殺人事件については犯人が検挙されたことは評価するが、防犯カメラの画像が重要な証拠となった、という報道があった。犯罪抑止のために防犯カメラは非常に有効であると考えますが、県内の防犯カメラの設置状況はどうか。</p>
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>警察では、防犯カメラのうち犯罪の予防等を目的に公共空間を撮影するために設置しているものを「街頭防犯カメラ」と呼んでいる。県内における街頭防犯カメラの設置状況は県警で7台、県内12市7町で合計53箇所114台を設置している。このほか、県内金融機関やコンビニエンスストア等で防犯カメラを設置していることを把握している。防犯カメラの設置については警察への届出義務が無いことから、その把握に努めているところである。</p>
吉村委員	<p>学校への防犯カメラの設置状況はどうか。</p>
施設整備主幹	<p>県立学校における防犯カメラの設置状況は、平成23年に県立高校に不審者が侵入した事件を契機に防犯カメラの設置を始め、現在は全ての県立学校に防犯カメラを設置している。その設置場所は生徒昇降口や職員玄関などであり、新たに改築・開校した校舎については最初から設置されている。</p>
吉村委員	<p>小中学校の状況はどうか。</p>
施設整備主幹	<p>昨年9月に小中学校の設置状況を確認し、県内小学校のうち約4分の1、中学校のうち約3分の1の施設に防犯カメラが設置されているという結果であった。設置の判断は市町村となるが、防犯カメラの設置については国庫補助が活用できることから、機会をとらえて紹介をしていきたい。</p>
吉村委員	<p>小中学校についてはまだほとんど設置されていない。これからも市町村教育委員会への働きかけを行ってほしい。また、県警においても県警としての設置が現在7</p>

発 言 者	発 言 要 旨
参事官(兼)生活安全企画課長	<p>台しかない現状を踏まえ、証拠収集や犯罪抑止の観点から更に防犯カメラの数を増やすべきと考えるがどうか。</p> <p>防犯カメラについては、犯罪抑止と犯罪捜査に極めて有効であると承知している。防犯カメラの量的・質的向上は重要であり、こうした観点から、今後とも防犯カメラの設置促進のあり方を検討して参りたい。</p>
吉村委員	<p>議第 143 号 山形県手数料条例の一部の改正について、運転免許経歴証明書の交付要件の追加とあるが、これまで「免許証の自主返納者」に限っていた交付を「免許証の更新を受けなかった者」にまで広げたとあるが、具体的な状況を聞きたい。</p>
参事官(兼)運転免許課長	<p>運転免許経歴証明書は運転免許に替わる本人確認のための身分証明書として利用できるものである。申請により全ての免許を取り消された、いわゆる自主返納した場合、取り消し後5年以内に申請すれば発行されるものである。この度の道路交通法の改正により、自主返納者に加え、運転免許を更新せずに失効し5年以内に申請した方についても交付可能となったものである。失効した人の中には自らの判断で運転の継続を断念した人が相当数見られることがその理由である。</p>
吉村委員	<p>特定失効者等に対する運転免許試験手数料について、公安委員会事情というものが追加されたが、その詳細は何か。</p>
参事官(兼)運転免許課長	<p>特定失効者等とは、①運転免許の更新をせずに失効し6箇月以内の方、②海外旅行・災害・病気等やむを得ない理由により免許証の更新ができずに失効し、3年以内かつその理由が止んでから1箇月以内の方などを指す。特定失効者等となった場合の再取得は、新たに免許証の交付を受ける必要があり、学科試験・技能試験が免除される。また、やむを得ない理由のうち「公安委員会事情」とは、具体的に①運転者管理システムの障害や、警察施設の損壊等により免許証の更新事務が行えなくなった場合、②高齢者講習が免許証有効期限の末日まで予約できず、更新手続きが行えなかった場合等を想定している。いずれも本県においてこのような事例はないが、高齢者講習については、将来の高齢化社会等による受講者の増加に伴い、受講待ち期間の長期化等も踏まえて、やむを得ない理由に追加したものである。</p>
吉村委員	<p>免許証の再交付手数料の見直しは、記載事項の変更届をした場合に新たに徴収することであるが、具体的にどのような状況が想定されるのか。</p>
参事官(兼)運転免許課長	<p>免許証を亡失・滅失・汚損・破損した場合に限られていた免許証の再交付について、記載事項変更届をした場合も再交付が受けられることになったものである。これに加え、写真の変更や免許条件の解除・変更を行った場合も再交付の対象となった。その理由は、氏名など身分事項の変更を他人に知られたくない、病気等により容姿が著しく変化した場合に再交付を受けたいという要望があったためである。</p>
吉村委員	<p>今回の変更が県民の利便性に資することが理解できた。</p>
吉村委員	<p>教育現場の中で、生徒たちに手話を教える機会があるのか。</p>
義務教育課長	<p>年齢や障がいの有無に関わりなく多様なあり方を相互に認め合える共生社会を</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>目指すことは積極的に取り組んでいくべき課題である。手話を知知ることは共生社会を学ぶ上で重要なことのひとつであると認識している。手話の学習の状況について網羅的に把握はしていないが、いくつかの学校で実施している。朝の会（集会）での合唱で一部手話を取り入れたり、総合的な学習の際に福祉をテーマとして発表する際に手話を取り入れたりしている。また、放課後、地域の方を招き手話教室を実施している中学校も一部にある。</p> <p>手話を教えることができる人が少ないこともあり、教育現場で手話を学習する機会を確保することは難しいことは承知しているが、手話に接する機会を増やしていくことは大切である、前向きに検討すべきと考えるがどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>小中学校・高等学校において、子どもたちが障がいに対する理解や手話というコミュニケーションツールがあることを理解することは共生社会への意識付けのために大切であると認識している。そのためには、指導する教職員が理解していることが必須である。手話言語条例の第十一条には学校における手話の普及として、『教職員が手話を習得し、及び手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努める』旨の条文となっている。このため、平成 29 年度から教職員向けに挨拶、数の数え方、単語などを収録した手話のDVDを作成した。現在3版目となっている。また今年度は、教職員の資質向上事業として、手話に関する研修会を実施している。山形聾学校、酒田特別支援学校において講師を招いての研修会及び県内4箇所の手話技術を高める研修を実施している。このような取組みを通じて手話に関する理解を深めていきたい。</p>
吉村委員	<p>ボーリング連盟の会合に出席した際、国体競技でもあるボーリング競技の普及と選手育成を目的に、連盟とが民間団体であるボーリング場が協力し、主体的な活動を行っていききたい旨の話があった。指導体制や人口減により学校でできるスポーツが限られていく中、総合型地域スポーツクラブの動きもあるが、それぞれのスポーツや競技団体がもつ背景を見ながら、あるスポーツは学校で、別のスポーツは団体主導でという形で区別する必要があると考えるがどうか。</p>
スポーツ保健課長	<p>運動部及び文化部における部活動のあり方に関する方針が策定され、教員の働き方改革の流れもあり、スポーツの強化が部活動に依存するだけでは十分な強化が図られない現状にある。これまでの中体連や高体連が中心となった強化の枠組みに加えて、各競技のエキスパートが集まる団体に中高生の強化の場を移行していくことは重要であると認識している。これまでは、中体連・高体連が主催する事業に学校単独で遠征するものがほとんどであり、競技団体主催の事業への参加は国体の強化事業を除いては少ない状況にある。競技団体主催事業への参加方法や責任の所在という部分において課題があったが、このような課題を解決し、競技団体主催事業への参加について理解を深めることは大切である。</p> <p>生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築について、これまでのやり方を踏襲するだけでは無理が生じてくることが予想され、今後は中体連・高体連、各競技団体、県スポーツ協会など関係者に加え、県内4教育事務所と連携した意見交換の場を作り、競技団体と学校との連携について課題を解決していきたい。</p>
吉村委員	<p>新しい意見交換の場を設置するとのことであつたが、具体的な時期はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
スポーツ保健課長	競技力向上に関係する会議は来年2月に開催予定であり、4教育事務所には順次実施しており、今年度中に意見をまとめたい。
吉村委員	中体連・高体連に加盟していない競技団体を入れる取組みは非常にありがたい。
吉村委員	統合型校務支援システムに関して懸念がある。今回導入する仮想デスクトップは非常に利便性があり堅牢なセキュリティという特徴があるが、ひとたび障害が発生すると全教員がシステムを利用できなくなる可能性がある。県教育委員会としてどのように対応するのか。
総務課長	文部科学省が発表したセキュリティ方針のガイドラインに則り運用していく予定である。学校の情報ネットワークについて、使用形態に応じて3つ分けている。①生徒が授業で用いるネットワーク ②教師が保護者との連絡など校務外で用いるネットワーク ③校務システムで用いるネットワークの3つはそれぞれ独立して通信は遮断されることになる。③のネットワークはインターネットには接続されず、外部からのウィルス感染からは守られると考えている。また、データセンターについても県情報政策課が調達するものと同様のものを利用することとしており、データについても安全性が守られると考える。
吉村委員	今回導入するシステムのメリットはなにか。
総務課長	全国では同様のシステムは3県導入されている。仮想デスクトップとはデータそのものはサーバーにあり、各学校にあるクライアントパソコンから直接サーバーのデータを編集するものであり、セキュリティ上堅牢なものであると認識している。
吉村委員	鳥海月山両所宮随神門の補修工事における進捗状況と、県内の他の文化財修復への影響はどうか。
文化財・生涯学習課長	山形市宮町にある鳥海月山両所宮随神門については県の指定文化財となっており、工事の内容や予算規模等から複数年計画とし、今年度から着手している。今年度は銅板の屋根の葺き替え工事を実施しており、事業費は約3500万円弱、県で1/2の補助を行っている。進捗は予定どおりであると認識している。来年度の文化財の保存修理については市町村を通じて要望を聞いており、優先順位などを考慮しながら整理し、予算確保につなげていきたい。
吉村委員	身近な文化財をしっかりと整備する上で、予算が不足しているという認識があるがどうか。
教育長	予算全体のバランスもあるが、文化財は保存していかないと取り返しがつかなくなる場合もあり、教育委員会として意を用いて予算の確保に努めていく。
志田委員	特別支援学校におけるスクールバスの配置について現状はどうか。
特別支援教育課長	通学用のスクールバスは、ゆきわり養護学校が村山総合支庁と学校の間で運行している他、山形盲学校の寄宿舎が利用できず、山形聾学校の寄宿舎に機能移転したことから、山形盲学校と山形聾学校間で運行している。また、通学用スクールバス

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	<p>ではないが、すべての特別支援学校本校において、マイクロバスやリフト付きのワゴン車を配置している。分校では、大江校に昨年度マイクロバスを導入した。</p> <p>通学のためのバスがない学校については、父兄が送迎することになる。酒田の特別支援学校が無かった頃は酒田市在住の方は鶴岡の特別支援学校に通っており、酒田の父兄が共同負担しタクシー会社にジャンボタクシーを手配していたことがあった。</p> <p>スクールバスが配置されていない学校における父兄の送迎の状況はどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>特別支援学校に自宅から通学している児童生徒は在籍数の83.4%となっている。公共交通機関を利用し自立通学している者が12.1%、保護者の自家用車で送迎している者は登校時が60.3%（557名）、下校時は17.0%となっている。</p>
志田委員	<p>単純比較はできないが、小中学校におけるデータを調べると6,300名がスクールバスを利用している。その一方で障がいのある児童生徒550人は父兄が送迎している状況に不合理を感じる。特別支援教育推進プランにおいても、できるかぎり自宅から通学することが大切であると示されており、分校を設置し自宅から通えるような体制を構築してきたが、共稼ぎの家庭が圧倒的な割合を占める本県においては、将来的にその通学までフォローしていかなければならないと考える。</p> <p>他県における特別支援学校のスクールバスの運用状況はどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>区間等様々な条件はあるが、他都道府県の特別支援学校の多くで運行していると承知している。</p>
志田委員	<p>今後新しい特別支援学校のプランも策定することになると思うが、スクールバスの運用について、他県の運用実績を参考に検討してほしい。</p>
特別支援教育課長	<p>平成25年の再編整備計画で分校を各地に設置してきたが、その際に保護者からは送迎に関する要望があったことは承知している。従前よりスクールバスの運用は課題であったが、通学圏が広範であること、それに伴う児童生徒への負担、経費が膨大である等の解決すべき問題も多い状況であり、今後どのようなことが可能か更に検討していきたい。</p>
志田委員	<p>特別支援学校の生徒は今後増えていくことが想定される。父兄の費用負担の可能性も含め、思い切った判断が求められると思うのでしっかり検討してほしい。</p>
志田委員	<p>県教育委員会における障がい者の雇用率はどうか。</p>
総務課長	<p>今年度6月1日時点の教育委員会所管部門における障害者の雇用人数は116名で報告にあつては重度障害の方は2名に換算、雇用時間の短い方は0.5名に換算等のルールがあり、換算後157.5名は法定雇用率2.4%に対して、2.21%である。不足数は12.5名である。</p>
志田委員	<p>警察における雇用率はどうか。</p>
理事官(兼)警	<p>警察における障がい者の法定雇用率は2.5%であり、本県警察においては10人以</p>

発 言 者	発 言 要 旨
務課長	上の障がい者の雇用が求められている。今年度6月1日現在で10人の障がい者がおり、うち1名は雇用率算定上1人で2人分とみなされる重度障がい者であり換算後は11人となる。このことから法定雇用を満たしている。
志田委員	過去に、人事課とやり取りをして、知的障がい者非常勤雇用制度を作った。障害者の父兄の一番の関心事は、自分が先立ち遺された子供が自立できるかどうかである。短期間ではなく、60歳まで働き続けることができることが大切である。また、この知的障がい者非常勤雇用は教育委員会でも採用している外、ステップアップ雇用制度というものも取り組んでいるがその現状はどうか。
総務課長	長期雇用が可能な知的障がい者非常勤雇用事業において現在5名を採用しており、図書館や高等養護学校、教育庁総務課においてコピーや清掃等の業務に従事している。また、特別支援学校のステップアップ雇用事業については4名の方を採用しており、授業の補助業務に従事している。
志田委員	知的障がい者非常勤雇用は5年更新で60歳まで延長可能、就労時間は週に20～30時間、自力通勤できるという条件に変更はないのか。
総務課長	制度当初はそのような条件であったが、現在は自力通勤のみならず送迎による出勤も可能としている。
志田委員	ステップアップ雇用は最長2年間の雇用で、就労の訓練をするという意味づけとしては重要であるが、その後の進路は把握しているのか
特別支援教育課長	この事業は平成20年度から実施し、今年度は6名分の予算に対して4名を採用している。平成30年度まで合計27名の特別支援学校の卒業生または卒業予定者が勤務したが、この内15名がA型事業所を含めステップアップを果たしている。また、12名についても就労支援事業所等にしっかり繋ぎ、フォローを継続している。
志田委員	父兄にとっては、自分の子供が就労に対してどう取り組んでいるのか、すなわちA型・B型、または一般就労になるのかという判断をする材料として知ることができる数少ない機会となっている。ぜひこの2つの事業を継続してほしい。
志田委員	特別支援学校の免許を持っている教員は適切に配置されているのか。
教職員課長	特別支援学校教諭の免許証の取得状況は608名中559名であり、91.9%となっている。
志田委員	全国と比較してこの数字はどうか。
教職員課長	昨年度調査時点では本県89.5%に対して全国平均79.7%となっている。
志田委員	ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）は見やすい・読みやすい・わかりやすいという特徴があるという。 奈良県生駒市が有効性の実証実験を行い、小学生116人に「猫の足は4本である」のような簡単な問36題の回答数がUDフォントは29.5問（81%）に対して、教科

発 言 者	発 言 要 旨
義務教育課長	<p>書体フォントでは 24.0 問 (66%)。全問回答者がUDフォント 30 名に対して教科書体フォントが4名となった。県教育委員会ではUDフォントの取組みは行っているのか。</p> <p>奈良県の話は報道等で知るところである。来年度の教科書には独自開発を含めて、UDフォントを使用しているとPRするものが何冊かあった。視認性の点でインクルーシブ教育の一部として採用されていると認識している。</p>
志田委員	<p>UDフォントの持つ視認性の高さは学習障害向けの生徒児童に有効であると考ええる。学習障がいは全国では4.5%、欧米では10%程度いるとされているが、本県では学習障がいのある児童生徒の割合はどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>4.5%という数字は文部科学省が平成13年および23年に調査をした結果の数値である。本県においても、18年に同様の調査を実施し、4.6%という結果を得た。ただし、本県及び文部科学省の調査においては学習障がいということではなく、学習面において著しい困難を示していると担任が配慮している数である。</p>
志田委員	<p>重要なことは関心を持つ、気づくということであると思う。生駒市教育委員会の担当によればこのような生徒は「q と d」や「l (エルの小文字) と I (アイの大文字)」の区別ができないがUDフォントであれば明確に違いを認識できるとのことである。UDフォントについて教育委員会で議論していくことも大切と考えるがどうか。</p>
特別支援教育課長	<p>機会を捉えて、UDフォントの存在や採用事例及びその理由、実証実験の結果などを紹介していきたい。</p>
高校教育課長	<p>ユニバーサルデザインは障がいのある方のみならずすべての方に有効であり、機会を捉えてその活用を促したい。</p>
志田委員	<p>横断歩行者妨害の取締りを重点的に実施しているとのことであるが、横断歩道周辺で発生する交通事故があり、それを防ぐ目的ということでのよいのか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>昨年発表されたJAFの調査において、本県は歩行者がいる横断歩道で停止する車が7.6%と大変低い数字であった。横断歩道は歩行者が守られた区域であり、取締りを強化して事故抑止・防止に努めているところである。</p>
志田委員	<p>事故及び横断歩行者妨害の検挙件数はどうか。</p>
参事官(兼)交通企画課長	<p>今年9月末時点で人身事故の発生状況は3,174件となっている。人対車の事故は263件、うち横断歩道横断中の事故は73件となっている。また、横断歩道外を横断中の事故は57件で死者が3名となっている。</p>
交通指導課長	<p>横断歩行者妨害の検挙件数は9月末現在で3,446件(前年同期比1,341件の増加)、過去10年平均で約5倍となっている。</p>
志田委員	<p>横断歩道の前に自転車に乗っている人がいた場合の解釈はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
参事官(兼)交通企画課長	自転車に乗っている人は軽車両の扱いであり、自転車を引いている人は歩行者となる。また、自転車乗車中であっても自転車横断帯があれば、同様に必ず車は停止しなければならない。
志田委員	横断歩道がない道路を横断している者についてはどうか。
参事官(兼)交通企画課長	このような者であっても歩行者保護の観点から止まらなければならない。交差点を横断している際は必ず停止し、横断させなければならない。
山科委員	バイクを引いている人も同様か。
参事官(兼)交通企画課長	バイクのエンジンを止めて引いている場合は歩行者であり、一輪車やリアカー等も歩行者となる。
志田委員	県内の横断歩道はどれくらいあるのか。
交通規制課長	県内の横断歩道の数は、5,166 箇所ある。内訳は 信号機のないところは 3,428 箇所 (66%) 信号機のあるところは 1,738 箇所 (34%) である。
志田委員	横断歩道を照らす安全灯は道路管理者が設置することになるが、これが予算の関係で十分に設置されていないように思う。警察と道路管理者の連携はどのように取り組まれているのか。
交通規制課長	横断歩道は道路交通法の規定により標識または表示により設置することになっている。わかりやすい表示という点において、標識は街路灯や電柱、樹木に配慮して見やすい場所に設置している。また、山形市七日町にある交差点において下り坂のためスピードが出やすい場所であったことから、歩行者に早く気づいてもらえるよう減速を促す効果のある表示やカラー舗装を施したところ、平均で4km/hの減速効果が得られた。その情報を各市町村や県にも通知し、同様の舗装が新庄市で1箇所、米沢市で2箇所整備された。表示については道路管理者の協力が必要であるが、平成25年度から実施している通学路対策において、道路管理担当者立ち会いのもと効果のある方法について協議・調整を実施している。
加賀副委員長	新庄警察署の庁舎改築工事について、新庁舎はどのような特色をもっているのか。
施設装備課長	<p>新庁舎の整備について配慮した事項が3点あり、①治安維持や災害対策の拠点となること②県民の利便性向上となること③勤務環境を向上することである。</p> <p>①については、建設予定地が新庄ICの近くであり、幹線道路へのアクセスがよいことから各種事案への迅速な対応が可能とる。また、停電に備え、発動発電機と太陽光発電設備を設置するとともに、建築基準法で定める耐震基準の1.5倍となる強度を確保する。</p> <p>②については、来客用駐車場を現在の2倍以上確保し、庁舎前には消雪設備を設け、エレベーターや全館暖房、木質バイオマスボイラーの導入を予定している。</p> <p>③については、女性用更衣室を複数設置し、より広いスペースを設ける。以上のような新庁舎整備にしっかりと取り組んでいきたい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
加賀副委員長	ヘリポートが設置されない理由は何か。
施設装備課長	仮にヘリポートを設置すると敷地面積が現在予定地の1.6倍以上が必要となり、舗装に要する経費や維持にかかる経費が必要になる。また、ヘリポートを常設する場合には周辺の住宅等に対する騒音の問題に慎重に対応する必要がある。加えて、新庄署管内には臨時ヘリポートが8箇所あり、臨時ヘリポートで対応可能であるという理由からヘリポートの設置を見送ったものである。
加賀副委員長	臨時ヘリポートの活用にあっては所有する団体との連携をしっかりとしてほしい。
加賀副委員長	病気を理由とした免許の返納または取消の数ほどのような状況なのか。
(兼) 運転免許課長	病気については免許の返納ではなく、行政処分という扱いとなる。本年8月末時点の病気を理由とした行政処分は取消が94名、停止が78名となっている。認知症による取り消しが55名、てんかんによる取り消しが28名、統合失調症による取り消しが4名及びその他が7名である。
加賀副委員長	具体的にどのような病気が取り消しの理由となるのか。また規定の詳細はどうか。
(兼) 運転免許課長	<p>道路交通法において、運転免許を受けたものが一定の病気にかかっていることが判明した場合は運転免許を取り消し、または6ヶ月を超えない範囲で停止することができる。一定の病気とは、自動車などの安全な運転に支障を及ぼす症状を呈する病気を総称している。詳細は下位の法令で規定されており、幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの、発作により意識障害または運動障害をもたらす病気で政令で定めるもの、その他自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気として政令で定めるものであり、更に介護保険法で定める認知症やアルコール・麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者も一定の病気等として定められている。</p> <p>具体的な病名は道路交通法施行令で規定されており、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、躁うつ病、重度の眠気症状を呈する睡眠障害などと規定されている。</p>
加賀副委員長	高齢者の場合は返納の呼びかけや、返納者のための制度などを作っていくことが考えられるが、若い人が病気により免許取り消しになった場合、通勤できず職場を辞めなければならない等様々な不都合が生じることになる。高齢者返納と同様に病気で取り消された方に対する支援に向けた働きかけを行っていく必要があると考える。
加賀副委員長	<p>山形県緑町庭園文化学習施設「洗心庵」について今定例会で計上された補正予算623万円は設計業務である。改修工事は改めて予算を計上することになり、単純に工事費が設計費の10倍とすれば、6,000万円超の経費が更に必要になる。</p> <p>洗心庵の利用状況や活用状況はどうか。</p>
文化財・生涯学習課長	平成30年度の実績は約400回、利用者数は多目的ホール、庭園利用者含め約1万1,000人となっている。

発 言 者	発 言 要 旨
加賀副委員長	毎年の運営経費はいくらか。
文化財・生涯 学習課長	指定管理制度により山形県生涯学習文化財団が運営を担っており、庭園の維持管理経費や人件費等で毎年1,500万円程度となっている。
加賀副委員長	管理は委託しているが、将来的に県がそのまま所有しておく必要があるのか疑問である。教育関係の予算を少しでも捻出していかなければならない時代において、将来的に別の団体に持ってもらうことも検討すべきではないか。
文化財・生涯 学習課長	文翔館や遊学館等に近接する地域特性を踏まえ、文化・教育施設としての利活用を念頭に、平成17年3月に寄付を受けた経過があり、現時点においてもその考えに変わりはない。まずは安全性の確保が必要であり、適正な管理運営に努めたい。
加賀副委員長	高校が少なくなっている。統合された場合、通学が困難な生徒が出てくる可能性がある。教育委員会としてどのように考えているのか。
高校改革推進 室長	一般論として、小中学校の再編整備であれば市町村がスクールバスを運行するケースがあるが、県立高校でスクールバスを運行する場合いくつか課題がある。通学エリアが広域であるため、運行等の制度設計が難しいこと。導入した特定の学校が生徒募集の点で有利になる可能性があること。民間の公共交通機関事業者に影響を与えることの3点である。
加賀副委員長	不便地からの通学、特殊性のある学校への広域からの通学など、今後の高校統合や再編に際しては、必要なところは市町村や公共交通機関事業者とも協議をしながら、こういった点も併せて検討していかなければならないのではないかと。今年度第4次の総合発展計画が策定されている。また、今後10年で新たな統合再編が進むはずであり、その中での課題として取り上げていく必要があると思うがどうか。
教育長	制度設計はかなり難しいと思われるが、高校を地域振興の核にという議論もなされており、検討の視点ということでは配慮していく必要がある。